

姓と名に関する文化人類学的考察

—選択的夫婦別姓制度にむけて—

山本真鳥

はじめに

選択的夫婦別姓制度¹⁾の導入の検討を政府が始めてからすでに30年以上経過した。よく知られているように、日本国の法律の上では、結婚した夫婦は、夫または妻のどちらかの姓を選択して戸籍を構成することが定められている。どちらでもよいことになっているが、現実には夫の姓を選択している夫婦が、1995年で97.4%、2019年でも95.5%（厚生労働省人口動態統計調査）であり、妻の姓を名乗る夫婦はごく少数である。

選択的夫婦別姓制度を推進する人々の主張は以下の通りである。女性が改姓することによって、職場での不都合—改姓によってプライバシーをさらすことになるし、名刺を作り直し、あちこちに通知するなど—があり、また役所や銀行、IDやさまざまな契約における改姓手続きの煩雑さがある。さらに離婚したときにも、同じことが繰り返されるといった不都合もあり、その上再婚したら、また同様の苦労が始まる。また、職場でもプライバシーをさらすことになる。そして俳優や演奏家、著作者、研究者、政治家等その道で名が知られた人が姓を変更すれば、それなりの不都合も不

1) 法務省の公用語では「選択的夫婦別氏制度」と呼ばれているが、ここは一般的に用いられている用語を使うこととした。

利益もある。

一方で、この制度の導入に反対する立場の人々は、それによって家族としての一体感が阻害されることを強調し、それが離婚の増加を招く可能性や、子どもがそれで悩んだりする可能性を指摘する。また、夫婦が同姓を名乗るのは日本の文化であり、慣習であるとも主張する。

1996年の政府の調査では、現在の戸籍制度の維持を支持する人の割合は39.8%に対して、選択的夫婦別姓制度を容認する人は32.5%であったが、2017年の調査では、現行維持派が29.3%に対し、容認派は42.5%と、逆転してしまった。

「選択的」であり、皆が別姓となるわけではない。そうしたい人だけが別姓になるのだからいいではないか、という寛容な人々が増えている、ということであるが、現在の政権党である自民党の中には、社会制度の変更に反対を表明する議員が少なからずいる。しかし変更を求める議員も存在しているので、党内で一致しているわけではない。また民主党が政権党であったときにも、反対する議員はいて、結局国会で改正案が検討されることもなかった。なお、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）からはこの問題について、再三民法改正の勧告を受けている（United Nations 2016 paragraph 15）。

夫婦同姓の規定が憲法違反であるという訴えに対する裁判は、最高裁で2度争われたが、2015年と2021年とも合憲となっている。ただし判決ではこの問題は「国会で議論されるべき」としている。また当初、地方議会（県議会、市町村議会）等からも、この件については改正案に反対の決議がしばしばなされていたが、最近では改正を推進すべきという決議の方が増えている²⁾。しかし、社会全体での家族の同姓制度を崩して欲しくない、という考え方は一定の勢力をもっているのだろう。

2) 2021年末までに、256の地方公共団体が、延べ326回の導入賛成の意見書提出を決議している（選択的夫婦別姓・全国陳情アクションHP）。

文化人類学は、20世紀の半ばにおいて、親族システムに関する議論をかなり重ねてきたが、選択的夫婦別姓の議論にあまり参加していないように見える³⁾。この論文では、ジェンダー研究に力を注いできた原伸子教授へのオマージュとして、文化人類学研究に携わってきた私の視点からこの問題を考えてみたい。

名前へのこだわり

世界中さまざまな慣習、文化があるが、人に名前のない社会というのはない。ただし、名前が秘密であったり、簡単に声に出すことが禁じられていたりする場合はある。カリフォルニアのアメリカ先住民ヤヒ族のイシの話は有名である。

ヤヒ族は採集狩猟民であり、19世紀のゴールドラッシュに伴う開発の結果、活動域を狭められ、人口減少も著しかった。次第に親族や友人、そして母を失って1人になったイシは1911年に、生きる気力もなくなり白人の住んでいる人里にふらふらやってきて、保護された。彼はヤヒ族の最後の1人として、文化・言語研究をなす人類学者のインフォーマントとなったのであるが、最終的にはカリフォルニア大学の人類学博物館の番人として過ごした。彼はイシと呼ばれたが、これはヤヒ語で「人」という意味で、彼は最後までその本名を明かそうとはしなかったからである（クローバー1970）。

万葉集巻一の巻頭歌もまたよく知られている。雄略天皇による求婚歌である。

3) 上野千鶴子「夫婦別姓の罫」、加藤泰「人類学の視野の中の「夫婦同姓」」はその意味で貴重な論文である。さらに、今回この論文を執筆するにあたり、夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会から1996年に「日本文化の多様性と家族の多様性を尊重しましょう!—私たちは夫婦別姓選択制に賛成します」という陳情が行われたことを知った。

「籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち
 この岡に 菜摘ます兒 家告らせ 名告らさね
 そらみつ 大和の国は おしなべて 我れこそ居れ
 しきなべて 我れこそいませ
 我こそば 告らめ 家をも名をも」⁴⁾ (巻一, 1)

奈良時代には、自分の名前は簡単に教えてはならず、教えるということは求婚を受け入れるサインであったといわれている。

個別の名前は教えない、声に出して言わない、などの習慣があるものの、個別の人間に名前をつけるということは、どの社会にも存在している。名前はあって当たり前である。現代社会においては、名前はその人のアイデンティティとなっており、国家的な事業の下に登録されているので、簡単には変更できない。その登録名でもって様々な契約が結ばれ、資格が得られ、証明書が発行されるので、それを簡単に動かすことはできない。しかし終生名前が固定的であるかどうかは、文化により、社会により、また時代により実は異なっているし、姓と名以外の名（ミドルネームなど）をつける場合もある。各国事情については、この後詳述するとして、ちなみに日本の場合、どうなっているのだろうか。

我が国の場合、女性が婚家先の戸籍に入り、同じ姓を名乗るという法律ができたのは、意外に新しく、1898（明治31）年のことであった。1975（明治8）年に姓を名乗ることが義務化された⁵⁾。当時は、妻は生家の姓を名乗るのが普通であったが、厳密に実施されていたわけではない。1898（明治31）年頃には、本格的に戸籍簿の作成がおこなわれるようになったので

4) おおよその現代語訳は「良い籠をもち、よいへらをもち、この丘で菜摘をする乙女よ、姓名を教えてください。この大和の国を支配するのは私、私こそは天皇なのです。私にこそ、名前と家名を教えてくださいよ。」

5) それ以前、庶民は姓を持たなかったといわれていたが、現在ではこれは否定されている。姓（苗字）を持っているのが普通であったが、特別に許可された者以外堂々と名乗るということとはなかった（大藤1988）。

あるが、それは家単位（複数組の夫婦を含む）のものであり、その長が戸主として、家全体を統率する役割を担うとされた。

しかし、敗戦と同時に民法の改正が行われ、その下では、戸籍は夫婦単位に作られるものとされ、夫婦はどちらの姓を引き継ぐのでもよいが、同姓を名乗ることとなった。夫の姓を引き継ぐ場合でも、戸籍は新しく作られ、それぞれの生家の戸籍からは抹消されるのである。そして、姓を変えない方の配偶者が筆頭者となる。旧民法下では、戸主と呼ばれたが、新民法下では、単に最初に名前が来る人、というだけのこととなる。その意味では、形式的には男女平等の原則に基づくものであった。

さて、姓と名から構成される名前のうち、姓というのは集団で名乗るもので、名（個人名）は、それぞれの個体につけられるものである。姓は氏とも呼ばれ、その姓を名乗れば、あああそこに住むあの一族であるな、とその集団がわかるというものであった。つまり姓は集団への帰属を示すものである。

そして、姓と名との組み合わせで構成されている現代の日本人の名前であるが、これは日本国が戸籍制度を敷いて、国民一人一人を同定する都合でルール化されている。名前だけでは同名の人が多に違いなし、姓と名の組み合わせ（それでも同姓同名の場合もあるが）で登録することで、できるだけ重複を避ける仕組みである。ちなみにミドルネームをつけることは許されていない⁶⁾。そうやって、結婚、子どもの誕生などの記録をとり、人々を登録し、身分を証明する。国民にとっては管理される一方で、保護される側面もある。例えば、扶養者控除や遺族年金の受け取り、離婚の際の財産分与や相続など。何も国家に管理される筋合いはない、事実婚で支障はない、と長年続けてきたカップルが、熟年を過ぎて婚姻届を提出した理由は、病院から配偶者としてさまざまな告知を受けたり、葬儀を出

6) ただし、個人名をどうつけるかは自由なので、苦肉の策として、例えば私に娘が生まれたとして、旧姓を入れて（山本 石川真子）とすることはできる。

したりできない、ということだったりする⁷⁾。

戸籍という制度は、もともと中国に発したもので、東アジア特有の制度である。人々を登録するにあたり、世帯毎に行うのであるが、西欧ではこれは個人毎の登録となっている。中華人民共和国、日本、台湾、韓国⁸⁾に戸籍の制度があったが、後2者は、植民地時代に日本から持ち込まれたものである。日本の戸籍制度は、第二次世界大戦後、いわゆる核家族を単位とするようになり、父系的要素が法制上は消されているが、夫の姓を家族の姓とすることがほとんどであるために、現実の社会構成においては父系的要素が混在している。

もともと、姓を変更することの多い女性が、社会進出し、また全体に晩婚が広がったために、姓の変更による職業上の不利益や、手続きの煩雑を一人引き受ける不満が募って、選択的別姓制度が提案されたと言われる一方で、これはジェンダー平等の観点からも重要な提起とされている。法務省の調査では、世界広しといえども夫婦同姓となることが法律で定められているのは日本だけである（法務省HP）。そして、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW, Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women）からは、夫婦別姓が可能となる制度の導入を勧告されている。

過去においては、日本女性にとって結婚とは人生の転機として重要な意味をもち、結婚して姓が変わるということは一つの勲章であった。姓が変わったことがうれしい、という時代があったし、現在でも夫と同姓となることをうれしく受け止めている女性はかなりいるはずである。新しい家族、家庭を作るのだ、新しい自分に生まれ変わるのだ、という理由で。

7) 別件ではあるが、ある知人が、母親がシングル・マザーで仕事が忙しく、長らく家で家族同様に世話をしてくれたお手伝いさんがいて、その人の養子になった。このままだと、高齢となった身よりのない恩人が病気になっても亡くなくても、何もしてあげられないから、と言っていた。

8) 韓国では、2007年に正式に戸籍制度は廃止され、個人登録制となった。

日本の歴史の中で、元服を機に新しい名をつけることはごく自然に行われていた。幼名牛若丸は成人して義経と名乗った。成人式ならずとも、人生の転機に名前を変えることはよくあった。上杉謙信は幼名虎千代、元服して長尾景虎となり、上杉家の養子となって上杉政虎となり、さらに時の将軍から一字もらって上杉輝虎を名乗った。謙信は法号（出家したときの名）である。出家すると新しい名（法号）を名乗る。

しかし現代において、夫の姓に変更を強いられた人の嘆きというのも一筋縄ではいかない。姓の変更がいやだから婚姻届を出さずに事実婚をしている人、子どもが生まれる前後にペーパー婚姻届と離婚届の提出を繰り返す人もいる。ただし、夫婦同姓に違和感をもつ人々の理由は様々であるようだ。「名前を変えることにより、自分の人格が否定された」、「夫は外国人なのだが、夫の姓に改姓すれば、私は日本人ではなくなった気持ちになる」⁹⁾、「夫は愛しているが、夫の親族は嫌いで、同じ姓を名乗りたくない」、「旧態依然のイエ制度に絡め取られた」、「同姓では男女平等にならない」等々（近代文芸社 1997）¹⁰⁾。

人間関係から同姓をいやだという声はともかく、日本で改姓の違和感にさいなまれる人が多いのは、人を呼ぶときに原則として姓を用いるということと大きく関連していないだろうか。欧米圏で個人を指すとき、個人名や愛称、あだ名を使うことが多いのに対して、日本では、親しい間柄や目下の人に対しては個人名などを用いたりするが、通常の場合では姓を呼ぶことが普通である¹¹⁾。これはある種の名前のタブーかもしれない。また何

9) 外国籍の人と結婚すると、必ずしも改姓を求められない。

10) 加藤はまた、墓の問題にも触れている。ここで深く論ずることはしないが、婚家先の人間関係に苦勞する女性はしばしば、この人たちと同じ墓に入るのか、と拒否感をもつという（加藤 2001: 71-74）。

11) これについては、かつて興味深い体験をした。大変若くして専任となったある教員を私が在任していた学部では、親しみをこめて個人名で呼んでいたのであるが、あるとき彼は、「下の名前で呼ぶなんて、女子ども扱いですよ。私は軽く見られているんです」と日ごろの鬱憤を吐き出した。「女子ども」であった私は、確かに下の名前で呼ばれていた。軽く見られていたつもりはなかったが、そうだったのかもしれない。

と呼ぶかが、人と人との距離感、社会関係を示すバロメーターでもある¹²⁾。

欧米の慣習、特にイギリス、アメリカなどでは、Mr. and Mrs.の後に夫の姓名を続けて、手紙や招待状の宛名書きにすることがある。大変古風な呼び方である。これはもちろん呼称であって、IDとしての姓名ではない。

さまざまな社会の異なる名付け、姓の用い方

1) 欧米と東アジアの場合

さてここで、さまざまな社会の名前を巡る慣習と法制について考えてみたい。最近出たばかりの栗田他著『夫婦別姓：家族と多様性の各国事情』という書籍は大変示唆的である。また人類学者であるどうしても、他の先進国というよりは、アフリカ、アジア、オセアニアといった地域の慣習に目が向きがちであるが、欧米と東アジア各国の事情、特にそれぞれの国に暮らす日本人女性ジャーナリストの目を見た夫婦別姓と、ジェンダー平等のレポートは興味深く拝見した。

我々から見ると、欧米は夫婦別姓が可能で、ジェンダー平等も進んでいるだろう、日本はなんと言っても、ジェンダー平等指数120位（World Economic Forum 2021）であるから、と思うのであるが、実際には夫婦別姓問題については欧米諸国の間でも異なるアプローチがある。基本的には、戸籍のような家族で記録を構成するものではなく、個人個人が出生地で出生証明書を発行され、そこに父母の名前が明記される。生まれた時の名がデフォルトであるが、結婚を機とした改姓にどのようなメニューが用意されているか、それは子どもにどのような姓をつけるかとも関連してくる。欧米諸国で比較的自由度が高いのは、名前が、個人名と姓だけでなく、ミ

12) ハワイ大学教授だったダグラス・オリヴァー氏は、院生が博士号を取得する度に、「おめでとう、君は今から私をダグと呼んでいいよ。」と言ったという話を聞いたことがある。博士号取得が、対等の研究者関係を意味し、それが呼称にもつながっている。しかし、日本には別の社会関係がある。先般鬼籍に入られた高名な社会人類学者の中根千枝氏を、「千枝さん」と呼ぶことなど考えたこともないし、本人にそのように促された同業者はいないと思う。

ドルネームを入れたりして、3つ、4つとつけることが可能であることだ。またハイフンでつなげて、連結姓を作ったりすることも可能である。

イギリスはそもそも、どういう名前を名乗るかは、個人の自由、ということ、出生証明書に書いている名が本当の名、という意識もない。好きな名前を名乗ることができるが、それは結婚と必ずしも結びつかない。新しく改名したときそれを正式な名前とするためには、まずはディード・トールというフォームを埋めて提出し、その後いくつかの手続きを行って、パスポートや免許証などの名前の変更を行う。では、結婚後に同姓とする場合、そのやり方は、富久岡によれば、①どちらかの姓を名乗る夫婦同姓。②妻と夫の姓を並べて用いる。間にハイフンを入れて一つの姓にしてしまうこともある。③二人の姓の部分をとって結合して新しい姓を作る。④どちらかの姓を採用し、姓を変えた方が、捨てた方の姓をミドルネームとして用いる。⑤全く新しい姓を採用したり作ったりして用いる(栗田他 2021: 30-31)。もちろん、別姓のまま結婚を選択する人もいれば、事実婚の人々もいる——現在では4割近くが事実婚である——し、シヴィル・パートナーシップという簡易型の結婚をとる人々も多い。

しかしもともと女性は、未婚時代は父に隷属し、結婚後は夫に隷属するというのがしきたりであった。教会の結婚式で、父が腕をとって一緒にヴェージンロードを祭壇に向けて歩み、そこで新郎に引き渡すということが行われていたが、これは女性の地位を示すものでもある。女性は財産権を持たず、実家から譲り受けた財産も自分で獲得した財産もすべて夫の財布に入るようになっていた。「Mr. and Mrs. 夫の個人名+夫の姓」といった呼称が正式の名称でもあった。1870年によく既婚女性財産法ができて、女性も財産をもつことが認められたが、女性参政権が認められたのは1918年のことであった。

ドイツは1900年発行の民法典で、夫婦は共通の姓となる、と決められた。ただし、連結姓は1957年に、夫婦別姓は1991年には可能となっている。連結姓は二人の姓をハイフンでつなげるものであるが、姓を変えた方が、実

家の名を連結姓の中で名乗る、ということになる。

フランスとベルギーは、出生姓がデフォルトであり、夫の姓を名乗るのがむしろ通名の扱いとなる。その中でもフランスでは夫の姓を使用する女性が91%であるのに対し、ベルギーでは日常的に自分の姓を名乗っている女性の方が夫の姓を用いるよりもずっと多い。

アメリカ合衆国では、結婚や離婚に際して改姓するかしないか、ということを決める。夫婦同姓となる場合は、どちらかが改姓することになるが、夫の姓を妻が用いるのが全体の70%を占めており、夫が妻の姓を名乗ることはほとんどない。二人の姓をハイフンで結んだ連結姓を選択することもできるし、ハイフンを入れずに、両方の姓を並べることもできる。またイギリスのように、二人の姓を合成したり、まったく新しい姓を作ったりすることもできる。そして、別姓のままでもいることもできる。ただし、実際に生活している人々の感覚でいくと、夫婦同姓にした結果、改姓するのは多くの場合女性であるが、IDやパスポート、免許証、クレジット・カードの名義変更、その他多くの手続きが必要となる。それは、日本人が結婚して改姓したときと同じ様である。

前掲書には収められていないが、スペイン・ポルトガル文化圏（含ラテン・アメリカ）は、特色ある夫婦の姓の使い方がしばしば注目される。この文化圏では、出生時の名前の表記は個人名に父の姓と母の姓を足したものとなる。スペイン語圏では父の姓が先に来るが、ポルトガル語圏では母の姓が先に来る。母の姓も書き込むことで、フェミニストの間では割と評判が良いが、ただどちらの場合も子に受け継がれるのは、父の姓、すなわち父の父方の姓となり、父系的に姓が継承されることに間違いはない。

ここまでをまとめると、欧米系では、おおむね出生時の名前（出生証明書に書かれた名前）が基本と考えてよいようである。それを結婚に際し改姓して正式に姓を変更したことにする場合と、姓の変更は通名として扱われている場合があるようだ。ただし通名は合法的に認められている。

東アジア圏の場合、よく知られた事実であるが、中国にしても韓国にし

ても慣習として夫婦別姓が長く行われてきた。これら諸国での名前の特徴は、姓が先にきて個人名があとに続くということである。ただし両方ともに日本よりむしろ厳しい父系社会（家父長制社会）であり、戸籍の上では妻だけが夫・子どもとは異なる姓となる。妻はよその扱いである、という言い方がよくなされる。けれども周回遅れでフェミニズムの時代となり、夫婦別姓がむしろジェンダー平等の先端を行くものとなった。

しかし、アメリカ合衆国に移民した既婚の中国人女性・韓国女性も、夫姓を名乗ることがあった。それは欧米流の夫婦セットの扱いの問題もあったであろう。中華民国時代には、冠称というのがあり、女性の名前の一番上に夫の姓をつけた。この慣習は香港と台湾には残っている。現在の香港政府長官の林鄭月娥の林は冠称で夫の姓である。鄭は彼女の姓で、月娥が個人名である。フェミニズム的には逆行を感じる。

韓国の場合はどうだったろうか。韓国は、日本支配の間に日本の戸籍制度が敷かれたが、夫婦同姓にはならなかった。戸籍制度の下、イエの論理で戸主という地位があった。日本では戦後の新民法の下で戸主制度は廃止され単なる筆頭者になったのであるが、戸主という形は戦後の韓国に残ってしまった。韓国でそれ以上に問題とされたのは、同姓不婚の原則である。慣習として、同姓で本貫（出身地域）が同じ男女は結婚できないという原則である。これは人類学でいう外婚制であり、現代生活からいうと不合理極まりないものであった¹³⁾。同姓不婚は法的に廃止されるとともに、家父長制の権化ともいえる戸主制度も廃止された。さらに戸籍制度に代わって個人単位の家族関係を証明する制度が始まったのが2008年である（栗田他2021: 248-258）。

13) ただし人類学的には、外婚制は遺伝子のコントロールではなく、親族集団形成によって社会を構成する原理となるものだから、血縁がいかに遠くても結婚できないことにも意味がある、と考えられる。

さまざまな社会の異なる名付け，姓の用い方

2) サモアの場合

さてここで，まったく異なる名前のルールの例として，私の調査地サモア¹⁴⁾を紹介しよう。サモアは1830年の宣教師の到来で本格的な西欧世界との接触が始まった。もともとサモアには姓はなかったが，首長制が存在しており，新たに首長になる人は首長称号名を授与される。首長称号名はちょうど歌舞伎役者の名前のように，代々襲名されていく。首長称号名には村の中でしか知られていないものもある一方，サモア中に名を馳せるような有名なものもある。1962年に西サモアとして独立したとき，共同国家元首となった2名のパラマウント首長は，ツプア・タマセセ・レアロフィ4世とマリエトア・タヌマフィリ2世であった。ツプア・タマセセ，マリエトアはそれぞれに大変ランクの高いパラマウント首長称号名である。首長称号名保持者が亡くなると，ふさわしい親族の誰かにその首長称号名が授与される。初代の首相は，マタアフア・ファウムイナー・フィアマー・ムリヌウー2世であったが，この人はマタアフアの他にファウムイナーとフィアマーの2つの高位首長称号名を持っていた。ムリヌウーは個人名であるが，父もムリヌウーだったので2世となる。

ついこの間まで20年以上の長きにわたって首相を務めていた人の名はツイラエパ・サイレレ・マリエレガオイというが，ツイラエパが彼の首長称号名，サイレレは彼の個人名，マリエレガオイは彼の父の首長称号名である。実際に彼が授与された首長称号名は，他にルペソリアイ，ネイオチ，アイオノ，ファチアロファ，アウエルア，ガルマレマナ，ロロフィエと7つに上る (Tuilaepa & Swain 2017: 268-269)。それを全部盛り込めば，寿

14) 厳密にはサモア諸島は2つの国・地域に分かれていて，西は西サモアで現在は改名してサモア独立国という。東はアメリカ合衆国の属領でアメリカ領サモアである。言語，文化を共有しており，山本が調査したのは独立国の側であるが，親族制度，名前の付け方にあまり大きな違いはないと考える。

限無にも似た名前になってしまう。

一方称号名をもたない人は単に個人名があるだけであるが、出生証明書には父母の名前を書くようになっており、姓に相当するところに父の個人名を書いて登録することになる。私の友人でセミシ・セミシという人がいるが、これはセミシ2世だからで、2つ目のセミシは父の個人名を姓として用いているのである。

親族から首長称号名を授与された人は、正式な称号就任式（多くの金品を贈与することになるので簡単にはできない）を行うと、土地称号裁判所で正式の登録をすることができるが、これをパスポートの名前に付加することはしているのだろうか。そこは確認していないが、称号名をもつようになるのは一定以上の年齢であるから、書いていないだろうと推測できる。がそんなことはあまり問題ではない。皆が知っているのであるから。父が若い頃に生まれた子どもの出生証明書は、単に父の個人名を姓の箇所に書いてあることが多いが、後に父が称号名を授与されても、わざわざ書き換えたりはしていない。とはいえ、父が称号名を持つようになると父の称号名を姓として名乗る人も多い。通称ということになるのだろう。称号名をもつということは大変名誉なことであるから、公的な場は当たり前として、家族内でも称号名で呼ぶのが普通である。

一方で、サモアには19世紀半ばから多国籍の欧米人男性がやってきて住みつき、サモア人女性と同棲したり、結婚したりしたので、個人名+姓の名前をもつ人も多い。戦間期に独立運動の中心人物の一人となったオーラフ・ネルソンは、父がスウェーデン人で母がサモア人だった。タイシという高位の首長称号名を母方の親族から授与され、タイシ・オーラフ・ネルソンを名乗ったが、後年植民地政府の方針で、欧米人の身分をとるか、サモア人の身分とするかを選択せざるを得なくなり、欧米人の身分をとった。それでもサモア人親族と付き合うときには、タイシの名を用い、タイシにふさわしい挨拶や儀礼を受けていた。

そうした欧米系の市民のやり方を横目で見ながら、サモア人の間でも、

姓を用いることは行われるようになっていく。いくつかのファミリーでは、父親の名にかかわりなく、一族で最もランクの高い首長称号名を姓として用いるようになった。アーティストとして国際的にも知られているモモエ・マリエトア・フォンライヒは国家元首であったマリエトアの娘であるが、マリエトア一族として、その旧姓をミドルネームとして入れている。直接の家族だけでなく、婚姻関係にある女性も用いる。サモアの教育者、政治家であったツアラ・ファレナオチ・ティレサ・マリエトアは、マリエトア・タヌマフィリ2世の妻であった。ツアラという高位首長称号名に続くファレナオチは、彼女の実家が授けたプリンセス称号名であり、ティレサが個人名で、それに夫の家名が続く。ただし、マリエトアの死後、国家元首となったツイアツア・ツプア・タマセセ・エフィの妻は、教育行政の次官補まで務めた元官僚であるが、二人の公式訪問記事には、フィリフィリア・イモ（別名、マシオフォ・フィリフィリア・タマセセ）（マシオフォはパラマウント首長の妻であることを示す敬称）と出ていて、夫の称号は大変重要なものであるが、別名扱いであることが明記されている。そこは夫婦別姓を貫くつもりと見受けた。

また、19世紀半ばに神学校ができ、サモア人の聖職者が育つようになった。第1期生のヴァエルア・ペタイアは聖職者としても指導力を発揮したが、その子孫は多く聖職者になったり、政府に勤務したりした。彼らはペタイア・ファミリーとして有名になり、子孫は姓としてペタイアの名を用いた（Davidson 1967: 69-70）。

そのように、サモア人の名前は実に複雑である。最初に来るからファーストネームかと思ったら首長称号名であったり、最後に来た首長称号名は姓であることも、父親の称号名であることもある。称号名をもっている人は、父親の個人名や、一族が姓として使用している称号名を最後に持つてくることは必ずしも常道ではない。最後の名も姓である場合も父親の個人名であることもある。サモア文化に親しんでいないと称号名かどうかも見当をつけにくいので、おそらく部外者にとってサモア人の名は謎であろう。

しかしひとつ重要なのは、欧米系の人の名は別として、サモア人の親族集団のアイデンティティの中心は、同じ集団の核となる高位首長称号名である。そしてその名に系譜的につながるということは、共有資源（主に土地）へのアクセスを意味する。

出自制度と出自集団

人類学的に解明された限りでは、農耕民・牧畜民社会の多くが、単系出自のシステムをとる。採集狩猟民であっても単系出自集団をなす場合もあるが、土地保有集団としての出自集団は、メンバーであることが土地の利用・保有の権利義務をもち、労働力の管理に及ぶのであるから、生きていくためにも出自集団への帰属は重要であった。その帰属によって人は耕す土地、開発できる土地を得、さまざまな助け合いのネットワークをもって暮らすのであった。

出自とは、親との関係により所属の決まるルールのことである。父の帰属を受け継ぐシステムを父系制といい、母の帰属を受け継ぐシステムを母系制という。多くの社会はこのどちらかの制度をとるが、父系制に比べて母系制は少ない。世界中の多くの社会は父系制をとり、子どもは父親の集団に帰属する。ただしこれは交通整理のようなルールであって、どの子どもにも必ず帰属する集団ができるようになっている。母系制においても子どもの帰属集団は一義的に決まっているのである。中国系・韓国系の社会は、姓によって出自集団の管理をきっちり行うものとして、同姓不婚の制度があったのだろう。

姓というマーカーは、集団帰属を明確にするために意味をもつものであった。女性も終生同じ姓をもつ中国、韓国社会は父系制の典型である。むしろ、結婚すると妻が夫の姓を名乗り、夫の家族の一員となる日本の制度（それが社会制度として確立したのは、明治以降であるのだが）の方が父系社会の通常の状態を欠いている。ただし、実態はいかがであっただろうか。

夫と姓を同じくしながら、旧民法下で嫁いだ女性は、外から来た嫁として婚家先のしきたりに順応し、義父母に仕えることを強いられたのである。また、過去の系譜を見れば、嫁いできた女性は名前も記されず、単に誰の娘であるか書いてあれば上等、単に女と書かれたものもある。

そのような出自集団の印として、姓を位置づけることはできるが、姓によらずに単系出自集団を維持することは可能であり、だからサモアのようにマーカーとしての姓をもっていなかった社会もある。そうした場合、姓の代わりに集団の象徴としての首長称号名がある。帰属を示す先祖の名などの集団名、系譜、称号名などが、それら集団の印となっていた。

さて、実は部外者としての婚入者の姓がどうなるかの問題は、この一族郎党の構成の問題の本質ではない。夫婦別姓である中国、韓国社会において比較的強固な父系制が貫かれていたことからそれがわかる。つまり父系制は一族郎党の新しいメンバーを父子の関係でリクルートする仕組みであり、子どもが父の姓を名乗ることこそが父系制の中心である。妻が別姓であろうが、同姓であろうが、実は大勢に影響はないのである。

先に紹介した栗田他『夫婦別姓』でも、夫婦別姓であった場合に子どもの姓をどうするかの問題が取り上げられており、欧米諸国でさまざまに試行している様子がかがえる。子どもが生まれたときに選択する、というものもありうるが、意外と実用例は少なく、結婚する時点で決めておくのが普通である。結婚に際して、連結姓ではなく、一方が自分の生まれたときの姓をミドルネームに入れ、選んだ姓を最後の姓にする、という形態が見られるが、子どもはそれを受け継ぐこともできる一方、ミドルネームなしにすることもできる。ちなみに、これはスペイン・ポルトガル文化圏で用いる、父の姓と同時に母の姓を表記するものと近いが、その次の世代では、ここで用いられた母の姓（子どもにとっては祖母の姓）は消えていく運命なのである。

ここで視点を変えてみよう。一人の人を中心にその人が辿ることのできる先祖は、父母の代で2名、祖父母の代で4名、曾祖父母の代で8名、と

2倍ずつ増えていく。これらの先祖の姓をすべて一人の人の姓に反映するとしたら、長大な名前が誕生し、それこそ寿限無の世界になってしまうのである。私の旧姓「石川」を自分のミドルネームとして保持するとか、子どもに両方を名乗らせるとかなんらかの形で1世代、せいぜい2世代残したとしても、それ以上残すことができるだろうか。そして母の旧姓は最初から私の姓名には反映されていないのである¹⁵⁾。父系制にしても母系制にしてもそこになんらかの選択が働いて選び取っていく、あるいは捨てていくということをしなない限り、姓のパラドクスは解けない。

自分の持って生まれた名前を変えたくない、生涯その名で暮らしたい、という主張をもつ女性が増えてきていることは確かであるが、ミドルネームや連結姓にするという選択は、結局長い目で見たときに解決とはならない。

実は先に述べたサモア社会は、父系制が強い傾きをもってはいたものの、それで完結する社会ではなかった。親族集団の中で最高位首長称号を誰が継承するかは、親族一同が集まって話し合いをする。20世紀半ばまでの文献を参照する限り、父系をたどり親族集団に留まり、親族集団の土地運営に携わってきた人々はフィリフィリガと呼ばれる。一方、親族集団から婚出した女性の子孫は、異なる親族集団に住み暮らしていることになるが、その人々はタウプレガと呼ばれる。フィリフィリガはその親族集団に残り、その土地を守る人々として称号を授与される候補者になるわけだが、タウプレガは候補者とならないものの、ふさわしくない人に授与するについて拒否権をもつのである。そのように、親族集団の根拠地である村に住み、その土地を維持していくのは父系集団で、そこから婚出した人々も親族集団の先行きに関心をもちつつ、関与するといった仕組みになっていた(Marsack 1961: 6-7)。

15) 母親の旧姓はしばしば、パスワードなどを忘れてしまったときの合言葉として採用されることが多いので、ここには書かない。しかしそれが合言葉となるのは、他人に知れ渡ることが稀だからなのだろう。

人類学を知らない人に出自システムの話をする時、一見その出自に属さない人々は関係を絶たれてしまうかのような印象を受けるようだが、そんなことはない。出自システムの研究において、それは証明されたことであるが、父系社会においても母の親族は子どもに対して一定の義務を負い、役割を果たすようになっている。その逆も真なりである。例えば、母系制で有名なトロブリアンド社会にしても、同じ母系親族集団の人々は遺骸に手を触れることも、泣くこともタブーであり、死者の配偶者の母系親族集団か、父親の母系親族集団の人々が、そうした葬送の作業を行い公的な喪に服すこととなっていた。また、日本社会にあっても倒産寸前で同じ親族集団内で金策が尽きたときには、妻の父にお願いに行くということもある。姓などで繋がっていなくても、関係は終わらない。

サモアでもそのように、婚出した人々はタウプレガとして外から親族集団を見守る立場となるわけである¹⁶⁾。しかし、中には結婚しても婚出せず、夫と共に親族集団の村に居残る女性も出る。その場合、親族集団に対する貢献度から女性の夫や子孫に首長称号名が贈られることもあった。そして、1980年頃にサモアの土地称号裁判所の登録官に尋ねたところでは、現在はフィリフィリガとタウプレガの違いは明白ではなくなってきたし、法制上も明確に境界線を引くことはしていないという。

出自集団に守ってもらわないと社会生活を送るうえで不便があるが、だからといって、出自集団の異なる近親間の関係が途切れるわけではない。人々は関係の網の目の中で、それぞれの役割を果たしつつ、生きてきたのである。

さて、こうして考えると、親族集団が土地やその他の財産を保有し、また政治的な権力を担ってきた時代に、姓はその集団の凝集性を高める意味があった。サモアの場合はそれが首長称号名であり、姓に代わる役割を果

16) タウプレとはサモア語で「おうかがいをたてる」という意味である。まさにフィリフィリ(選ぶ)の行為をした人々が、おうかがいをたてるのである。

たしていた。しかしサモアでは健在とはいえ、私たちの間で親族集団の存在が人々にさまざまな権力や財を与える時代はそろそろ過ぎてしまったのではなかろうか。

イエ制度は現代の日本人の家族生活にどれだけ深い影響力をもっているだろうか。家督、戸主といった制度はもはや正式に存在するものではないし、相続にしても現在は法律上イエ制度が存続しにくいように構成されるようになっている。子どもたちの間では出生順、男女別にかかわりなく均分相続となっているし、先般の法律改正にしても、先祖代々の財を伝えていくよりは残された配偶者の生活安定を図る方向に変化してきている。

戸籍制度と通名使用

最初にイギリスでは、姓を新しく作ることができるを知ったとき、「それでは家族が代々伝えていくものもなくなってしまいます。それでいいのだろうか」と一瞬思ってしまった。しかし、よく考えてみると、姓は、前節で述べたような出自集団としての重要な役割を現代においても帯びているだろうか。現代において姓は、いったい何を意味するのであろう。

もちろん、それなりの旧家・名家というものが現代にも存在していて、その姓を守ることが意味をもつ場合もあるだろう。また、著名な人物と同じ姓をもつことから、その人への血縁を示唆することが、社会的権威をもたせるのに有意義な場合もあるだろう。その姓を保持することがさまざまな利益をもたらす場合もありうる。しかし、ごく普通の庶民にとって、むしろそれこそ現代において夫と妻が、それぞれの出生家族から独立した別個の戸籍をもち、新しい家族としての一体感をもつという意味がそこにあったのだろう。それは、女性ももっぱら若くして結婚し主婦となっていた時代にはさほど重荷となる経験ではなかったが、ジェンダー平等が進んで一億総活躍の時代、女性も社会活動を行う時代、そして結婚するカップルの3組に1組が離婚する現代に、すべての人にそれを強制するのは無理な

制度となっている。

法律上の男女平等が過去の慣習を引きずっているために、1) 夫の姓にすることがほとんどであり、2) 改姓が仕事に支障をきたしており、3) 手続きが大変煩雑で、女性にその不便さを強いていること、を解消するために選択的夫婦別姓制度を採用すべき、という最初の問題提起に戻ってくる。また、離婚が増加しており、改姓手続きの煩雑さ、不利益をさらに増やしているのである。ジェンダー平等の立場からだけでなく、人々にとって——別姓を選び取る人ばかりでなく、役所や銀行にとっても——様々なペーパーワークから解放される選択的夫婦別姓は合理的な理由をもっている。

今のところ、政府自民党の多数派は、選択的であれども夫婦別姓は許さない構えであり、次第に容認する声が大きくなっていることを配慮してか、通名としての旧姓使用を拡大してここを乗り切る方針のようである。パスポートの通名表記はかねてより認められているが、マイナカード、免許証等にもこれが可能とした。それを示すことで、銀行口座、各種振り込み等で旧姓使用が可能ということである。

しかし実際にその変更を行ってみた河野博子の報告では、旧姓が使えるだけ前よりましかもしれないが、かなりの煩雑さは免れない。まずは住民票に通名を入れた登録をする必要があるが、婚姻届と同時にこの手続きをすることはできない。住民票をあちこちに持参して、旧姓と婚姻後の姓を併記してもらう必要がある。銀行では、通名での口座維持や、新規口座開設をしてもらえるが預金止まりで、NISA口座や投資信託などは、できないようだ。またクレジットカードの名前を旧姓にすることも積極的ではない。というのは、海外との取引等でマネーロンダリングが行われたりすることを警戒しているからのようだ。もしも旧姓使用を認めてくれないと、海外の自動引き落としのカード登録も全部データを書き換えなくてはならない(河野 2021)。河野は旧姓使用の申請も同時に行っているので、普通より煩雑であるかもしれないが、改姓手続きを行うだけであってもその煩雑さは並大抵ではない。また、河野は、記事を書いた時点で確定申告に至

っていないが、これも大変な作業となるだろう。領収書・源泉徴収票の宛名など、考えただけでも気が遠くなる。

通名のような、ダブルアイデンティティを公的に認めるからややこしいので、選択的夫婦別姓制度を導入すれば解決するはずである。

むすび

さまざまな名前のつけ方、呼び方、名乗り方をここに示したように、姓と名で作られる名前の在り方というのについて、私たちはもっと相対化して眺める必要がある。結婚したら同姓を名乗るというのは、日本の古来からの伝統文化ではない。そもそも「伝統」というのは、私たちが「古来から」と思い込んでいるものごとであるということは、既に人類学が「伝統文化」を分析する中で見出されたことである（ホブズボウム&レンジャー 1992）。だとすれば、思い込んでいる人々にとってだけそれは「伝統文化」なのかもしれない。しかし、それはある程度の間日本に定着したしきりであるが、それほど昔からあるわけではないし、それは変えることができることを根気強く説得していくしかない。しかしこれは、あくまでも選択的であり、結婚後も出生姓を名乗ることを望む人々がそう選択できるようにすることである。ある程度、別姓を実行する家族が増えてきたら、子どもたちも同姓家族でないことに違和感をもたなくなるだろう。

ただし、これは高々夫婦の間での姓の問題である。それよりも大きな問題は、子どもの姓をどうするかである。上野は、選択的夫婦別姓制度が実現したとしても、子どもが父の姓を名乗ることが続けば、結局父系主義は維持されるし、家父長制は続くのだと言いたげである（上野 2020: 393）。たぶんそれが、この論文のタイトルに使われた「罨」の語の意味だろう。ジェンダー平等の実現は、選択的夫婦別姓制度の実現で終わるわけではない。

参照文献

- 上野千鶴子 (2020) 「夫婦別姓の罨」『近代家族の成立と終焉 (新版)』東京: 岩波書店, pp.386-397. (初出 (1989) 原題「夫婦別姓の人類学」『現代のエスプリ』)
- 大藤修 (1988) 「近世における苗字と古代姓氏」黒木三郎他編『氏: 家の名・族の名・人の名』東京: 三省堂, pp.85-114.
- 加藤泰 (2001) 「人類学の視野の中の「夫婦同姓」」『文化の創造力』東京: 東海大学出版会, pp.57-79.
- 近代文芸社 (1997) 『私が夫婦別姓にこだわる理由』東京: 近代文芸社。
- クローバー, シオドーラ (行方昭夫訳) (1970) 『イシ: 北米最後の野生インディアン』東京: 岩波書店
- 栗田路子・富久岡ナヲ・プラド夏樹・田口理穂・片瀬ケイ・斎藤淳子・伊藤順子 (2021) 『夫婦別姓: 家族と多様性の各国事情』東京・筑摩書房。
- 河野博子 (2021) 「結婚で姓を変更」どれだけ面倒か知っていますかー実体験でわかった選択的夫婦別姓が望まれる事情」『東洋経済online』2021/12/07 記事 (<https://toyokeizai.net/articles/-/472484>) (2021/12/25閲覧)
- 選択的夫婦別姓・全国陳情アクションHP「各地の意見書可決状況」(<https://chinjyo-action.com/area/#toc4>) (2022/1/13閲覧)
- 夫婦別姓選択制に賛成する人類学者有志の会 (1996) 「日本文化の多様性と家族の多様性を尊重しましょう! — 私たちは夫婦別姓選択制に賛成します」(<https://chinjyo-action.com/wp/wp-content/uploads/2020/12/14154d43dcecf71705286626aa4cbe19.pdf>) (2022/1/13閲覧)
- 法務省「選択的夫婦別氏制度 (いわゆる選択的夫婦別姓制度) について」(<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html#Q7>) (2021/12/29閲覧)
- ホプズボウム, エリック, T・レンジャー編 (前川啓治, 梶原景昭他訳) (1992) 『創られた伝統』東京: 紀伊國屋書店。
- Davidson, J.W. (1967) *Samoa mo Samoa: The Emergence of the Independent State of Western Samoa*. Melbourne: Oxford UP.
- Marsack, C.C. (1961) *Notes on the Practice of the Court and the Principles Adopted in the Hearing of Cases Affecting (1) Samoan matai Titles and (2) Land Held According to Customs and Usages of Western Samoa. (revised)* Apia: Government Printer.
- Tuilaepa, Sa'ilele Malielegaoi & Peter Swain (2017) *Pālemia*. Wellington: Victoria UP.
- The United Nations, Committee on the Elimination of Discrimination against

Women (2016) Concluding observations on the combined seventh and eighth periodic reports of Japan (CEDAW/C/JPN/CO/7-8) (<https://undocs.org/en/CEDAW/C/JPN/CO/7-8/Add.1>) (2022/1/13閲覧)

World Economic Forum (2021) *Global Gender Gap Report 2021*. (<https://jp.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>) (2021/12/29閲覧)

Name and Surname in Anthropological Perspective:
Towards the Introduction of a System to Allow the Choice of Surnames
for Married Couples in Japan

Matori YAMAMOTO

《Abstract》

More than thirty years have passed since discussions began on the introduction of a system to allow the choice of surnames in Japan. In 1898, a law was introduced in Japan stipulating that a wife had to change her surname to her husband's. After WWII, the family law based on the patriarchal idea was criticized and the family law was reformed on the idea of gender equality. The law requires that married couples should have one surname, either the husband's or the wife's natal surname, and create one separate family register. In fact, most Japanese couples have taken their husbands' surnames. Accordingly, many Japanese women have faced significant inconvenience in their public lives with the change of surname. SEDAW has recommended several times that the Japanese government should introduce a system to allow the choice of surnames. Nevertheless, this has not yet been realized. Japan is now the only country in the world which forces married couples to adopt only one surname. Majority of parliamentarians in the Liberal Democratic Party have insisted that the present rule conforms to Japanese tradition, which maintains family unity. Here I have made a comparison of customs and rules about surnames in different cultures to demonstrate the possibility of the introduction of choice in surnames.